



〈修正案〉

北海道地域防災計画

(原子力防災計画編)

新旧対照表

令和3年（2021年）11月

北海道防災会議

現行	修正案	
<p data-bbox="450 212 696 236">第1章 総 則 (略)</p> <p data-bbox="439 268 719 292">第2章 原子力災害事前対策</p> <p data-bbox="125 300 327 323">第1節～第2節 (略)</p> <p data-bbox="125 355 448 379">第3節 避難収容活動体制の整備</p> <p data-bbox="152 384 448 408">1 避難等に関する計画の作成</p> <p data-bbox="159 411 1037 520">(1) 関係町村は、住民等の防護対策を実施するに当たっては、住民等の適切な行動の確保と混乱の防止を図るため、次の区域における避難計画を定めておくものとする。(第2章第8節2「社会的環境に関する資料」を参照。)なお、道は関係町村に対し、国、防災関係機関及び原子力事業者の協力のもと、避難計画の作成について支援するものとする。</p> <p data-bbox="165 523 595 547">ア 予防的防護措置を準備する区域：P A Z</p> <p data-bbox="192 550 1037 659">放射線物質の環境への放出前の段階から、E A Lに応じて迅速な避難を行うための避難計画を作成し、施設敷地緊急事態発生時には施設敷地緊急事態要避難者(注)の避難、原子力緊急事態宣言発出時には、P A Z内の住民等の避難が直ちに可能な体制を構築するものとする。</p> <p data-bbox="159 662 479 686">(注) 施設敷地緊急事態要避難者</p> <p data-bbox="165 689 658 713">施設敷地緊急事態要避難者は次に掲げる者をいう。</p> <p data-bbox="165 716 1037 829">○要配慮者(災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第8条第2項第15号に規定する要配慮者すなわち高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者をいい、妊婦、授乳婦及び乳幼児の保護者等を含む。)のうち、避難の実施に通常以上の時間がかかり、かつ、避難の実施により健康リスクが高まらない者</p> <p data-bbox="165 833 1016 885">○要配慮者以外の者のうち、安定ヨウ素剤を服用できないと医師が判断した者等に該当し、かつ、早期の避難等の防護措置の実施が必要な者</p> <p data-bbox="165 917 284 941">イ～ウ (略)</p> <p data-bbox="165 944 344 968">(2)～(3) (略)</p> <p data-bbox="152 971 224 995">2 (略)</p> <p data-bbox="152 999 425 1023">3 要配慮者等に対する配慮</p> <p data-bbox="159 1026 253 1050">(1) (略)</p> <p data-bbox="159 1085 1037 1198">(2) 関係町村は、道の協力のもと、要配慮者等を適切に避難誘導するため、周辺住民、自主防災組織、ボランティア等の協力を得ながら、平常時より要配慮者等に対する情報伝達体制や避難誘導体制を整備するとともに、避難行動要支援者に係る個別計画の策定等に努めるものとする。</p> <p data-bbox="159 1230 338 1254">(3)～(4) (略)</p> <p data-bbox="152 1286 224 1310">4 (略)</p>	<p data-bbox="1368 212 1615 236">第1章 総 則 (略)</p> <p data-bbox="1357 268 1637 292">第2章 原子力災害事前対策</p> <p data-bbox="1048 300 1249 323">第1節～第2節 (略)</p> <p data-bbox="1048 355 1370 379">第3節 避難収容活動体制の整備</p> <p data-bbox="1075 384 1370 408">1 避難等に関する計画の作成</p> <p data-bbox="1081 411 1960 520">(1) 関係町村は、住民等の防護対策を実施するに当たっては、住民等の適切な行動の確保と混乱の防止を図るため、次の区域における避難計画を定めておくものとする。(第2章第8節2「社会的環境に関する資料」を参照。)なお、道は関係町村に対し、国、防災関係機関及び原子力事業者の協力のもと、避難計画の作成について支援するものとする。</p> <p data-bbox="1088 523 1518 547">ア 予防的防護措置を準備する区域：P A Z</p> <p data-bbox="1115 550 1960 659">放射線物質の環境への放出前の段階から、E A Lに応じて迅速な避難を行うための避難計画を作成し、施設敷地緊急事態発生時には施設敷地緊急事態要避難者(注)の避難、原子力緊急事態宣言発出時には、P A Z内の住民等の避難が直ちに可能な体制を構築するものとする。</p> <p data-bbox="1081 662 1402 686"><u>(注) 施設敷地緊急事態要避難者</u></p> <p data-bbox="1070 689 1960 742"><u>「施設敷地緊急事態要避難者」とはP A Z内の住民等であって、施設敷地緊急事態の段階で避難等の予防的防護措置を実施すべき者として次に掲げる者をいう。</u></p> <p data-bbox="1099 745 1960 769"><u>(ア) 要配慮者(基本法第8条第2項第15号に規定する要配慮者をいう。以下同じ。)</u></p> <p data-bbox="1081 772 1917 798"><u>((イ)又は(ウ)に該当する者を除く。)</u>のうち、避難の実施に通常以上の時間がかかるもの</p> <p data-bbox="1099 801 1796 825"><u>(イ) 妊婦、授乳婦、乳幼児及び乳幼児とともに避難する必要のある者</u></p> <p data-bbox="1099 828 1644 852"><u>(ウ) 安定ヨウ素剤を服用できないと医師が判断した者</u></p> <p data-bbox="1088 917 1207 941">イ～ウ (略)</p> <p data-bbox="1088 944 1267 968">(2)～(3) (略)</p> <p data-bbox="1075 971 1146 995">2 (略)</p> <p data-bbox="1075 999 1348 1023">3 要配慮者等に対する配慮</p> <p data-bbox="1081 1026 1176 1050">(1) (略)</p> <p data-bbox="1081 1085 1960 1198">(2) 関係町村は、道の協力のもと、要配慮者等を適切に避難誘導するため、周辺住民、自主防災組織、ボランティア等の協力を得ながら、平常時より要配慮者等に対する情報伝達体制や避難誘導体制を整備するとともに、避難行動要支援者に係る個別<u>避難</u>計画の策定等に努めるものとする。</p> <p data-bbox="1081 1230 1261 1254">(3)～(4) (略)</p> <p data-bbox="1075 1286 1146 1310">4 (略)</p>	<p data-bbox="1968 662 2114 742">原子力災害対策指針の改正に伴う修正</p> <p data-bbox="1968 1085 2080 1109">文言の修正</p>

現行	修正案	
<p><u>5 (新設)</u></p> <p>5 住民等の避難状況の確認体制の整備 関係町村は、屋内退避又は避難のための立退きの勧告又は指示等を行った場合において、住民等の避難状況を的確に確認するため、避難先の市町村や防災関係機関と密接な連携を図るなどあらかじめ必要な体制の整備に努めるものとする。</p> <p>6 避難所・避難方法等の周知</p> <p>第4節～第8節 (略)</p> <p>第9節 行政機関の業務継続計画の策定 道は、災害発生時の災害応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る必要があることから、道関係機関が避難のための立退きの勧告又は指示を受けた地域に含まれた場合の避難先をあらかじめ定めておくとともに、業務継続計画の策定等により、業務継続性の確保を図るものとする。</p> <p>第10節～第13節 (略)</p>	<p><u>5 観光客等の安全確保体制の充実</u> 道及び関係町村は、原子力災害対策重点区域内に生活拠点を持たない観光客等の一時滞在者（以下「観光客等」という。）の安全が確保されるよう宿泊事業者や観光事業者（以下「宿泊事業者等」という。）に対し、原子力災害時の対応を取りまとめた「観光客の安全確保のための原子力災害時初動対応マニュアル」（以下「観光客初動対応マニュアル」という。）を周知するほか、研修会の開催や防災訓練の実施、多言語対応の動画・パンフレットなど啓発用資料の作成・配付等により、原子力災害時の対応等について、宿泊事業者等や国際協力団体等への普及啓発を進め、観光客等の安全確保体制の充実を図るものとする。</p> <p><u>6</u> 住民等の避難状況の確認体制の整備 関係町村は、屋内退避又は避難のための立退きの指示等を行った場合において、住民等の避難状況を的確に確認するため、避難先の市町村や防災関係機関と密接な連携を図るなどあらかじめ必要な体制の整備に努めるものとする。</p> <p><u>7</u> 避難所・避難方法等の周知</p> <p>第4節～第8節 (略)</p> <p>第9節 行政機関の業務継続計画の策定 道は、災害発生時の災害応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る必要があることから、道関係機関が避難のための立退きの指示を受けた地域に含まれた場合の避難先をあらかじめ定めておくとともに、業務継続計画の策定等により、業務継続性の確保を図るものとする。</p> <p>第10節～第13節 (略)</p>	<p>訓練等各種活動実績に基づいた項目の新設</p> <p>原災法の改正に伴う修正</p> <p>原災法の改正に伴う修正</p>

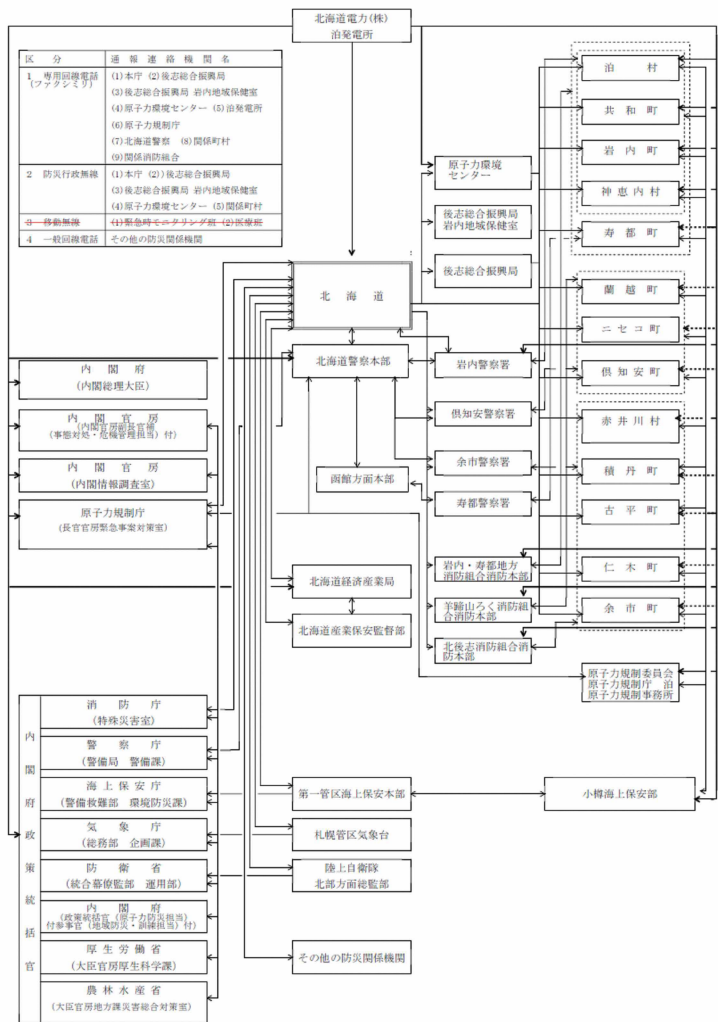
現行	修正案	
<p style="text-align: center;">第3章 緊急事態応急対策</p> <p>第1節 事故状況等の把握及び通報連絡</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 施設敷地緊急事態発生情報の連絡</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 国の通報連絡</p> <p>ア 原子力規制委員会は、通報を受けた事象について、発生の確認と原子力緊急事態宣言を発出すべきか否かの判断を直ちに行い、事象の概要、事象の今後の進展の見通し等事故情報等について道、関係町村、北海道警察本部及び公衆に連絡するものとする。</p> <p>また、原子力規制委員会は、関係する市町村に対して、次のとおり要請する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ P A Z 内の町村に対しては、施設敷地緊急事態要避難者の避難実施、施設敷地緊急事態要避難者以外の住民の避難準備（避難先、輸送手段の確保等）を行うこと。 ・ U P Z 内の町村に対しては、屋内退避の準備を行うこと。 ・ U P Z 外の市町村に対しては、避難した施設敷地緊急事態要避難者の受入れ及び施設敷地緊急事態要避難者以外の住民の避難準備（避難先、輸送手段の確保等）に協力すること。 <p>イ (略)</p> <p>(3)～(5) (略)</p> <p>4 (略)</p>	<p style="text-align: center;">第3章 緊急事態応急対策</p> <p>第1節 事故状況等の把握及び通報連絡</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 施設敷地緊急事態発生情報の連絡</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 国の通報連絡</p> <p>ア 原子力規制委員会は、通報を受けた事象について、原子力緊急事態が発生しているか否かの判断を直ちに行い、事象の概要、事象の今後の進展の見通し等事故情報等について道、関係町村、北海道警察本部及び公衆に連絡するものとする。</p> <p>また、原子力規制委員会は、関係する市町村に対して、次のとおり要請する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ P A Z 内の町村に対しては、施設敷地緊急事態要避難者の避難実施、施設敷地緊急事態要避難者以外の住民の避難準備（避難先、輸送手段の確保等）を行うこと。 ・ U P Z 内の町村に対しては、屋内退避の準備を行うこと。 ・ U P Z 外の市町村に対しては、避難した施設敷地緊急事態要避難者の受入れ及び施設敷地緊急事態要避難者以外の住民の避難準備（避難先、輸送手段の確保等）に協力すること。 <p>イ (略)</p> <p>(3)～(5) (略)</p> <p>4 (略)</p>	<p>防災基本計画の修正に伴う修正</p>

現行

5 一般通信回線が使用できない場合の対処

道は、地震や津波等の影響に伴い、一般通信回線が使用できない場合は、別途整備されている衛星通信回線ならびに防災行政無線等を活用し、情報収集・連絡を行うものとする。

図3-1-1 緊急時通報連絡系統図



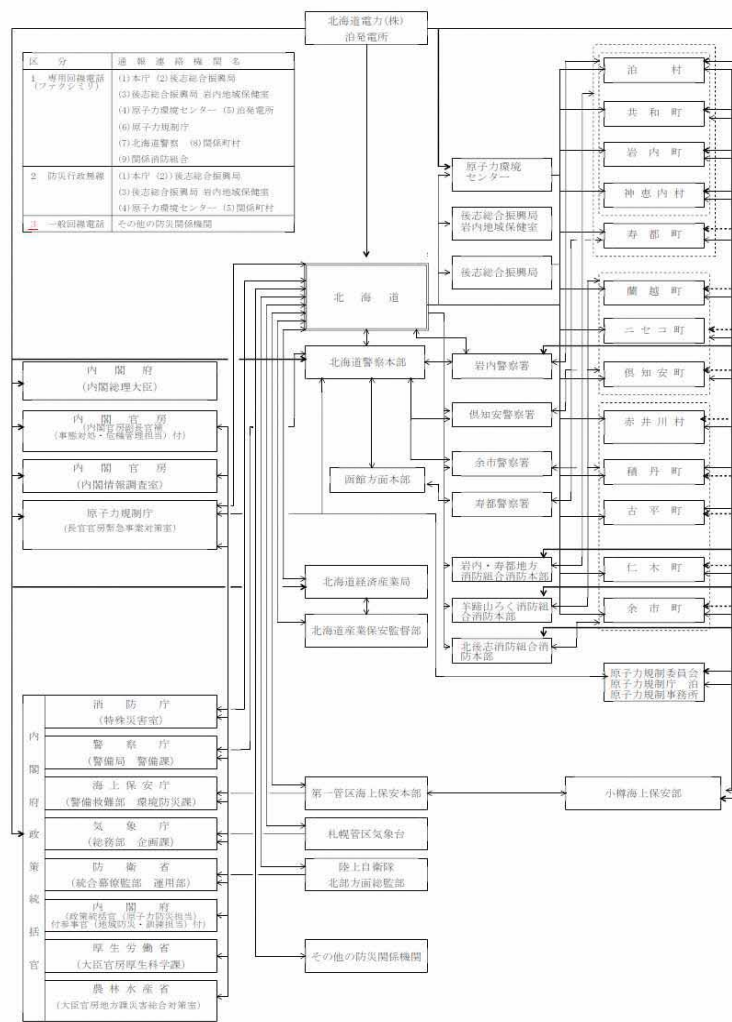
* 原子力災害合同対策協議会設置後は、オフサイトセンターに参集した要員が各機関組織本部等との情報伝達を行う。

修正案

5 一般通信回線が使用できない場合の対処

道は、地震や津波等の影響に伴い、一般通信回線が使用できない場合は、別途整備されている衛星通信回線ならびに防災行政無線等を活用し、情報収集・連絡を行うものとする

図3-1-1 緊急時通報連絡系統図



* 原子力災害合同対策協議会設置後は、オフサイトセンターに参集した要員が各機関組織本部等との情報伝達を行う。

移動無線の廃止に伴う修正

現行				修			
第2節 応急活動体制 1 配備体制及び災害対策本部等の設置 知事は、原子力規制委員会からの情報収集事態又は警戒事態の発生通報や原子力防災管理者からの施設敷地緊急事態の発生通報を受けた場合、内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を発出した場合又は不測の事態にも的確に対応するため特に知事が必要と認めるときに次の応急活動体制をとり、国の指示等に基づき迅速な対応を図るものとする。 また、配備体制の基準及び災害対策本部等の設置は、次のとおりとする。				第2節 応急活動体制 1 配備体制及び災害対策本部等の設置 知事は、原子力規制委員会からの情報収集事態又は警戒事態の発生通報や原子力防災管理者からの施設敷地緊急事態の発生通報を受けた場合、内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を発出した場合又は不測の事態にも的確に対応するため特に知事が必要と認めるときに次の応急活動体制をとり、国の指示等に基づき迅速な対応を図るものとする。 また、配備体制の基準及び災害対策本部等の設置は、次のとおりとする。			
体制区分	配備体制の基準	本部設置	配備体制	体制区分	配備体制の基準	本部設置	配備体制
第1非常配備	原子力規制委員会から情報収集事態の発生通報を受けた場合など、情報収集事態の発生を認知したとき		総務部危機対策局、総合政策部知事室広報広聴課、総合政策部情報統計局情報政策課、環境生活部環境局、保健福祉部地域医療推進局地域医療課、後志総合振興局及び原子力環境センターの所要人員で情報収集、通報連絡を行い、状況により、警戒本部の設置に移行できる体制とする。	第1非常配備	原子力規制委員会から情報収集事態の発生通報を受けた場合など、情報収集事態の発生を認知したとき		総務部危機対策局、総合政策部知事室広報広聴課、総合政策部次世代社会戦略局情報政策課、環境生活部環境局、保健福祉部地域医療推進局地域医療課、後志総合振興局及び原子力環境センターの所要人員で情報収集、通報連絡を行い、状況により、警戒本部の設置に移行できる体制とする。
第2非常配備	1 原子力規制委員会から警戒事態の発生通報を受けた場合など、警戒事態の発生を認知したとき 2 その他特に知事が必要と認められたとき	警戒本部の設置	災害応急対策に関係のある部の所要人員で情報収集、通報連絡及び応急対策を実施し、状況により、災害対策本部の設置に移行できる体制とする。	第2非常配備	1 原子力規制委員会から警戒事態の発生通報を受けた場合など、警戒事態の発生を認知したとき 2 その他特に知事が必要と認められたとき	警戒本部の設置	災害応急対策に関係のある部の所要人員で情報収集、通報連絡及び応急対策を実施し、状況により、災害対策本部の設置に移行できる体制とする。
第3非常配備	1 原子力防災管理者から施設敷地緊急事態に該当する事象の発生通報を受けたとき 2 内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を発出（全面緊急事態）したとき 3 その他特に知事が必要と認められたとき	災害対策本部の設置	災害応急対策に従事することができる全職員を配備し、組織の全力をあげて活動する体制とする。	第3非常配備	1 原子力防災管理者から施設敷地緊急事態に該当する事象の発生通報を受けたとき 2 内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を発出（全面緊急事態）したとき 3 その他特に知事が必要と認められたとき	災害対策本部の設置	災害応急対策に従事することができる全職員を配備し、組織の全力をあげて活動する体制とする。

組織改正に伴う修正

現行	修正案																																											
<p>2 第1非常配備（初期活動体制）</p> <p>(1) 知事は、原子力規制委員会から情報収集事態の発生通報を受けた場合など、情報収集事態の発生を認知したときは、直ちに第1非常配備体制をとることとする。</p> <p>なお、休日、夜間においても迅速に初期対応がとれるよう連絡体制を整備するとともに、必要と認めるときは緊急幹部会議（構成：知事、副知事、危機管理監）を招集し、初期活動に万全を期すものとする。</p> <p>第1非常配備（初期活動体制）は、図3-2-1のとおりとする</p>	<p>2 第1非常配備（初期活動体制）</p> <p>(1) 知事は、原子力規制委員会から情報収集事態の発生通報を受けた場合など、情報収集事態の発生を認知したときは、直ちに第1非常配備体制をとることとする。</p> <p>なお、休日、夜間においても迅速に初期対応がとれるよう連絡体制を整備するとともに、必要と認めるときは緊急幹部会議（構成：知事、副知事、危機管理監）を招集し、初期活動に万全を期すものとする。</p> <p>第1非常配備（初期活動体制）は、図3-2-1のとおりとする</p>																																											
<p>図3-2-1 第1非常配備（初期活動体制）</p> <p>[本 庁]</p>	<p>図3-2-1 第1非常配備（初期活動体制）</p> <p>[本 庁]</p>																																											
<table border="1"> <thead> <tr> <th>部 名</th> <th>課 名</th> <th>所 掌 事 務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">総務部</td> <td>危機対策課</td> <td>1 国（消防庁）及び防災関係機関との通報に関すること。 2 後志総合振興局及び庁内各部等との通報に関すること。</td> </tr> <tr> <td>原子力安全対策課</td> <td>1 国（原子力規制庁、内閣府）との連絡調関すること。 2 原子力環境センターからの情報収集に関こと。 3 緊急時モニタリングに関すること。 4 北海道電力株式会社からの情報収集に関こと。</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">総合政策部</td> <td>知事室</td> <td>広報に関すること。</td> </tr> <tr> <td>広報広聴課</td> <td></td> </tr> <tr> <td>情報統計局 情報政策課</td> <td>防災無線の統制に関すること。</td> </tr> <tr> <td>環境生活部</td> <td>環境局</td> <td>緊急時モニタリング要員の派遣に関すること</td> </tr> <tr> <td>保健福祉部</td> <td>地域医療推進局 地域医療課</td> <td>原子力災害医療活動に関すること。</td> </tr> </tbody> </table>	部 名	課 名	所 掌 事 務	総務部	危機対策課	1 国（消防庁）及び防災関係機関との通報に関すること。 2 後志総合振興局及び庁内各部等との通報に関すること。	原子力安全対策課	1 国（原子力規制庁、内閣府）との連絡調関すること。 2 原子力環境センターからの情報収集に関こと。 3 緊急時モニタリングに関すること。 4 北海道電力株式会社からの情報収集に関こと。	総合政策部	知事室	広報に関すること。	広報広聴課		情報統計局 情報政策課	防災無線の統制に関すること。	環境生活部	環境局	緊急時モニタリング要員の派遣に関すること	保健福祉部	地域医療推進局 地域医療課	原子力災害医療活動に関すること。	<table border="1"> <thead> <tr> <th>部 名</th> <th>課 名</th> <th>所 掌 事 務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">総務部</td> <td>危機対策課</td> <td>1 国（消防庁）及び防災関係機関との通報に関すること。 2 後志総合振興局及び庁内各部等との通報に関すること。</td> </tr> <tr> <td>原子力安全対策課</td> <td>1 国（原子力規制庁、内閣府）との連絡調関すること。 2 原子力環境センターからの情報収集に関こと。 3 緊急時モニタリングに関すること。 4 北海道電力株式会社からの情報収集に関こと。</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">総合政策部</td> <td>知事室</td> <td>広報に関すること。</td> </tr> <tr> <td>広報広聴課</td> <td></td> </tr> <tr> <td>次世代社会戦略局 情報政策課</td> <td>防災無線の統制に関すること。</td> </tr> <tr> <td>環境生活部</td> <td>環境局</td> <td>緊急時モニタリング要員の派遣に関すること</td> </tr> <tr> <td>保健福祉部</td> <td>地域医療推進局 地域医療課</td> <td>原子力災害医療活動に関すること。</td> </tr> </tbody> </table>	部 名	課 名	所 掌 事 務	総務部	危機対策課	1 国（消防庁）及び防災関係機関との通報に関すること。 2 後志総合振興局及び庁内各部等との通報に関すること。	原子力安全対策課	1 国（原子力規制庁、内閣府）との連絡調関すること。 2 原子力環境センターからの情報収集に関こと。 3 緊急時モニタリングに関すること。 4 北海道電力株式会社からの情報収集に関こと。	総合政策部	知事室	広報に関すること。	広報広聴課		次世代社会戦略局 情報政策課	防災無線の統制に関すること。	環境生活部	環境局	緊急時モニタリング要員の派遣に関すること	保健福祉部	地域医療推進局 地域医療課	原子力災害医療活動に関すること。	<p style="color: red;">組織改正に伴う修正</p>
部 名	課 名	所 掌 事 務																																										
総務部	危機対策課	1 国（消防庁）及び防災関係機関との通報に関すること。 2 後志総合振興局及び庁内各部等との通報に関すること。																																										
	原子力安全対策課	1 国（原子力規制庁、内閣府）との連絡調関すること。 2 原子力環境センターからの情報収集に関こと。 3 緊急時モニタリングに関すること。 4 北海道電力株式会社からの情報収集に関こと。																																										
総合政策部	知事室	広報に関すること。																																										
	広報広聴課																																											
	情報統計局 情報政策課	防災無線の統制に関すること。																																										
環境生活部	環境局	緊急時モニタリング要員の派遣に関すること																																										
保健福祉部	地域医療推進局 地域医療課	原子力災害医療活動に関すること。																																										
部 名	課 名	所 掌 事 務																																										
総務部	危機対策課	1 国（消防庁）及び防災関係機関との通報に関すること。 2 後志総合振興局及び庁内各部等との通報に関すること。																																										
	原子力安全対策課	1 国（原子力規制庁、内閣府）との連絡調関すること。 2 原子力環境センターからの情報収集に関こと。 3 緊急時モニタリングに関すること。 4 北海道電力株式会社からの情報収集に関こと。																																										
総合政策部	知事室	広報に関すること。																																										
	広報広聴課																																											
	次世代社会戦略局 情報政策課	防災無線の統制に関すること。																																										
環境生活部	環境局	緊急時モニタリング要員の派遣に関すること																																										
保健福祉部	地域医療推進局 地域医療課	原子力災害医療活動に関すること。																																										
<p>[現 地]</p>	<p>[現 地]</p>																																											
<table border="1"> <thead> <tr> <th>機 関 名</th> <th>所 掌 事 務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">後志総合振興局</td> <td>総務課</td> <td>防災無線の統制に関すること。</td> </tr> <tr> <td>地域政策課</td> <td>危機対策課及び関係町村との通報連絡に関すること。</td> </tr> <tr> <td>環境生活課</td> <td>緊急時モニタリング要員の派遣に関すること。</td> </tr> <tr> <td>岩内地域保健室</td> <td>医療活動の準備に関すること。</td> </tr> <tr> <td>原子力環境センター</td> <td>1 事故状況の把握及び原子力安全対策課との通報連絡に関すること。 2 緊急時モニタリングの開始に関すること。</td> </tr> </tbody> </table>	機 関 名	所 掌 事 務	後志総合振興局	総務課	防災無線の統制に関すること。	地域政策課	危機対策課及び関係町村との通報連絡に関すること。	環境生活課	緊急時モニタリング要員の派遣に関すること。	岩内地域保健室	医療活動の準備に関すること。	原子力環境センター	1 事故状況の把握及び原子力安全対策課との通報連絡に関すること。 2 緊急時モニタリングの開始に関すること。	<table border="1"> <thead> <tr> <th>機 関 名</th> <th>所 掌 事 務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">後志総合振興局</td> <td>総務課</td> <td>防災無線の統制に関すること。</td> </tr> <tr> <td>地域政策課</td> <td>危機対策課及び関係町村との通報連絡に関すること。</td> </tr> <tr> <td>環境生活課</td> <td>緊急時モニタリング要員の派遣に関すること。</td> </tr> <tr> <td>岩内地域保健室</td> <td>医療活動の準備に関すること。</td> </tr> <tr> <td>原子力環境センター</td> <td>1 事故状況の把握及び原子力安全対策課との通報連絡に関すること。 2 緊急時モニタリングの開始に関すること。</td> </tr> </tbody> </table>	機 関 名	所 掌 事 務	後志総合振興局	総務課	防災無線の統制に関すること。	地域政策課	危機対策課及び関係町村との通報連絡に関すること。	環境生活課	緊急時モニタリング要員の派遣に関すること。	岩内地域保健室	医療活動の準備に関すること。	原子力環境センター	1 事故状況の把握及び原子力安全対策課との通報連絡に関すること。 2 緊急時モニタリングの開始に関すること。																	
機 関 名	所 掌 事 務																																											
後志総合振興局	総務課	防災無線の統制に関すること。																																										
	地域政策課	危機対策課及び関係町村との通報連絡に関すること。																																										
	環境生活課	緊急時モニタリング要員の派遣に関すること。																																										
	岩内地域保健室	医療活動の準備に関すること。																																										
原子力環境センター	1 事故状況の把握及び原子力安全対策課との通報連絡に関すること。 2 緊急時モニタリングの開始に関すること。																																											
機 関 名	所 掌 事 務																																											
後志総合振興局	総務課	防災無線の統制に関すること。																																										
	地域政策課	危機対策課及び関係町村との通報連絡に関すること。																																										
	環境生活課	緊急時モニタリング要員の派遣に関すること。																																										
	岩内地域保健室	医療活動の準備に関すること。																																										
原子力環境センター	1 事故状況の把握及び原子力安全対策課との通報連絡に関すること。 2 緊急時モニタリングの開始に関すること。																																											
<p>(2) 知事は、警戒事態に至る可能性がないと認めた場合、又は原子力災害警戒本部を設置した場合は、第1非常配備体制を解除する。</p>	<p>(2) 知事は、警戒事態に至る可能性がないと認めた場合、又は原子力災害警戒本部を設置した場合は、第1非常配備体制を解除する。</p>																																											

現行

3 第2非常配備（原子力災害警戒本部の設置）

(1) 原子力災害警戒本部の設置及び組織等

知事は、原子力規制委員会から警戒事態の発生通報を受けた場合など、警戒事態の発生を認知したときは、直ちに第2非常配備体制をとると同時に、原子力災害警戒本部（以下「警戒本部」という。）を設置するものとする。

また警戒本部の設置と同時に、オフサイトセンター内に原子力災害現地警戒本部（以下「現地警戒本部」という。）を設置し、所定の職員を迅速に派遣する。

なお、知事は、災害の事態に応じて、先行的に災害対策に要する職員を派遣するものとする。

第2非常配備（警戒本部の組織及び主な所掌事務）は図3-2-2、第2非常配備（現地警戒本部の組織及び所掌事務）は図3-2-3のとおりとする。

図3-2-2 第2非常配備（警戒本部の組織及び主な所掌事務）

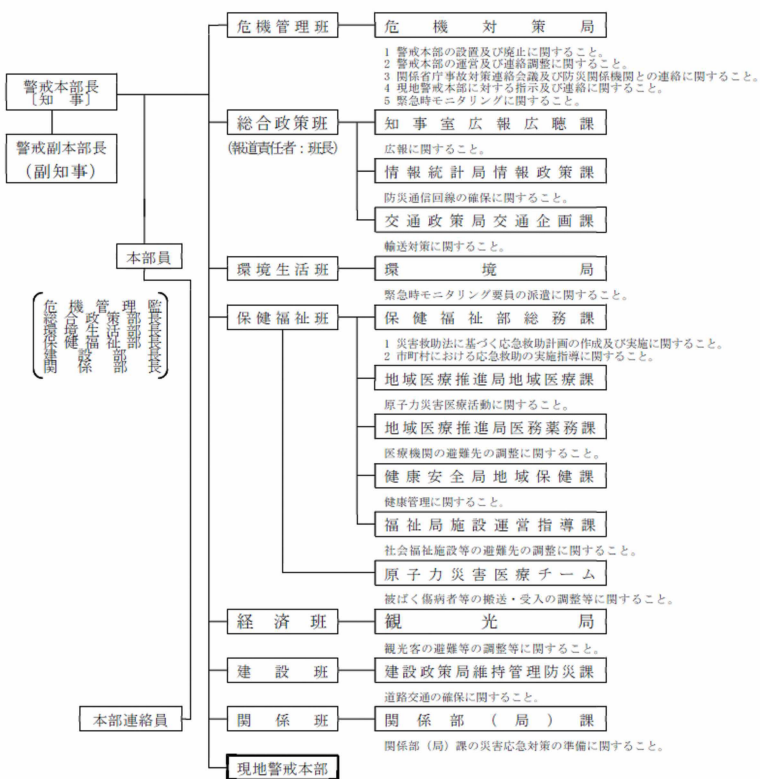


図3-2-3（略）

修正案

3 第2非常配備（原子力災害警戒本部の設置）

(1) 原子力災害警戒本部の設置及び組織等

知事は、原子力規制委員会から警戒事態の発生通報を受けた場合など、警戒事態の発生を認知したときは、直ちに第2非常配備体制をとると同時に、原子力災害警戒本部（以下「警戒本部」という。）を設置するものとする。

また警戒本部の設置と同時に、オフサイトセンター内に原子力災害現地警戒本部（以下「現地警戒本部」という。）を設置し、所定の職員を迅速に派遣する。

なお、知事は、災害の事態に応じて、先行的に災害対策に要する職員を派遣するものとする。

第2非常配備（警戒本部の組織及び主な所掌事務）は図3-2-2、第2非常配備（現地警戒本部の組織及び所掌事務）は図3-2-3のとおりとする。

図3-2-2 第2非常配備（警戒本部の組織及び主な所掌事務）

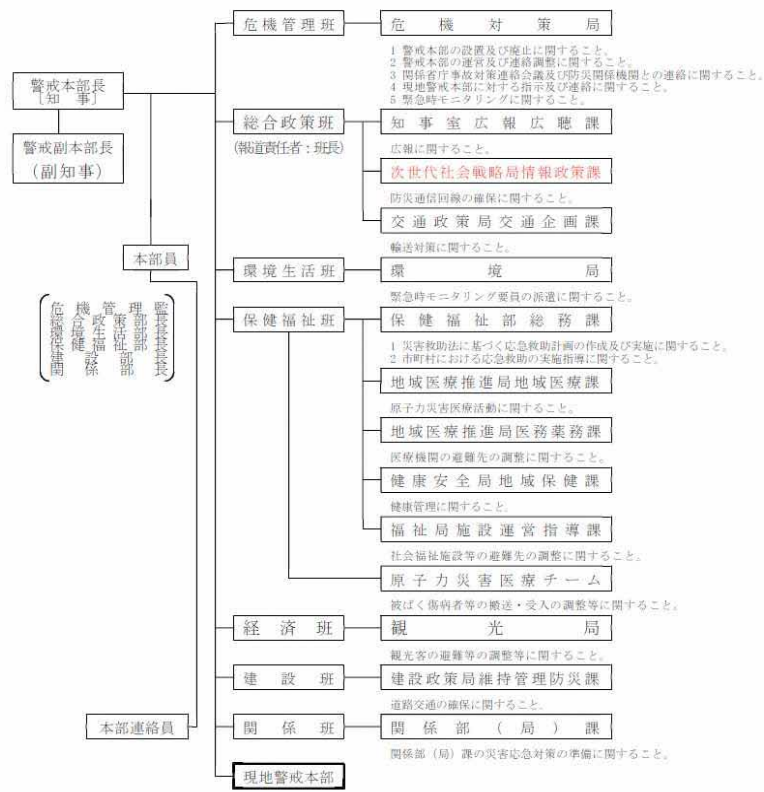


図3-2-3（略）

組織改正に伴う修正

現行	修正案	
<p>(2)～(10) (略)</p> <p>第3節 住民等に対する広報及び指示伝達</p> <p>1 (略)</p> <p>2 道の行う広報及び指示伝達</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) 道は、住民等からの問い合わせに対応するために、住民問い合わせ窓口を設置し、必要な情報提供を行う。また、外国人観光客等からの問い合わせや、帰宅・帰国支援等に対応するため、多言語による相談対応や情報提供等が出来るよう体制を整備する。</p> <p>(7)～(8) (略)</p> <p>3～5 (略)</p> <p>第4節 (略)</p> <p>第5節 防護対策</p> <p>1 防護対策の実施</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 屋内退避の方法</p> <p>屋内退避は、原則として住民等が自宅内にとどまるものとする。</p> <p>ア 関係町村は、防護対策区域内の戸外にいる住民等に対し、速やかに自宅に戻るか、又は近くの公共施設等に退避するよう指示するものとする。</p> <p>イ 道は、屋内退避中の住民等に対して、テレビ、ラジオ等の報道機関を通じて、また、インターネットや緊急速報メールを活用して必要な情報を提供し、関係町村長は、同報無線等の広報手段を用いて災害状況の迅速かつ適切な広報の実施に努めるものとする。</p> <p>(6)～(7) (略)</p> <p>2～3 (略)</p>	<p>(2)～(10) (略)</p> <p>第3節 住民等に対する広報及び指示伝達</p> <p>1 (略)</p> <p>2 道の行う広報及び指示伝達</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) 道は、住民等からの問い合わせに対応するために、住民問い合わせ窓口を設置し、必要な情報提供を行う。</p> <p>(7)～(8) (略)</p> <p>3～5 (略)</p> <p>第4節 (略)</p> <p>第5節 防護対策</p> <p>1 防護対策の実施</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 屋内退避の方法</p> <p>屋内退避は、原則として住民等が自宅内にとどまるものとする。</p> <p>ア 関係町村は、防護対策区域内の戸外にいる住民等に対し、速やかに自宅に戻るか、又は近くの公共施設等に退避するよう指示するものとする。</p> <p>イ 道は、屋内退避中の住民等に対して、テレビ、ラジオ等の報道機関を通じて、また、インターネットや<u>携帯電話</u>を活用して必要な情報を提供し、関係町村長は、同報無線等の広報手段を用いて災害状況の迅速かつ適切な広報の実施に努めるものとする。</p> <p>(6)～(7) (略)</p> <p>2～3 (略)</p>	<p>観光客等の新設項目へ移動</p> <p>記載方法の統一に伴う修正</p>

現行	修正案	
<p>4 要配慮者等への配慮</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 病院等医療機関は、原子力災害が発生し、避難のための立退きの勧告又は指示等があった場合は、あらかじめ機関ごとに定めた避難計画等に基づき、医師、看護師、職員の指示・引率のもと、迅速かつ安全に、入院患者、外来患者、見舞客等を避難又は他の医療機関へ転院させるものとし、これを行った場合は、道に対し速やかにその旨連絡するものとする。</p> <p>また、道は、病院等医療機関の避難が必要となった場合は、国の協力のもと、医師会等の関係機関と連携し、入院患者の転院先となる医療機関を調整するものとし、道内の医療機関では転院に対処できない場合には、関係都府県及び国に対し、受入協力を要請するものとする。</p> <p>(3) 社会福祉施設等は、原子力災害が発生し、避難のための立退きの勧告又は指示等があった場合は、あらかじめ施設ごとに定めた避難計画等に基づき、職員の指示・引率のもと、迅速かつ安全に、入所者又は利用者を避難させるものとし、これを行った場合は、道に対し速やかにその旨連絡するものとする。</p> <p>また、道は、被災施設からの転所が道内の他の施設では対処できない場合は、関係都府県及び国に対し、社会福祉施設等への受入協力を要請する等、避難先の調整のため必要な支援を行うものとする。</p>	<p>4 要配慮者等への配慮</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 病院等医療機関は、原子力災害が発生し、避難のための立退きの指示等があった場合は、あらかじめ機関ごとに定めた避難計画等に基づき、医師、看護師、職員の指示・引率のもと、迅速かつ安全に、入院患者、外来患者、見舞客等を避難又は他の医療機関へ転院させるものとし、これを行った場合は、道に対し速やかにその旨連絡するものとする。</p> <p>また、道は、病院等医療機関の避難が必要となった場合は、国の協力のもと、医師会等の関係機関と連携し、入院患者の転院先となる医療機関を調整するものとし、道内の医療機関では転院に対処できない場合には、関係都府県及び国に対し、受入協力を要請するものとする。</p> <p>(3) 社会福祉施設等は、原子力災害が発生し、避難のための立退きの指示等があった場合は、あらかじめ施設ごとに定めた避難計画等に基づき、職員の指示・引率のもと、迅速かつ安全に、入所者又は利用者を避難させるものとし、これを行った場合は、道に対し速やかにその旨連絡するものとする。</p> <p>また、道は、被災施設からの転所が道内の他の施設では対処できない場合は、関係都府県及び国に対し、社会福祉施設等への受入協力を要請する等、避難先の調整のため必要な支援を行うものとする。</p>	<p>原災法の改正に伴う修正</p> <p>原災法の改正に伴う修正</p>

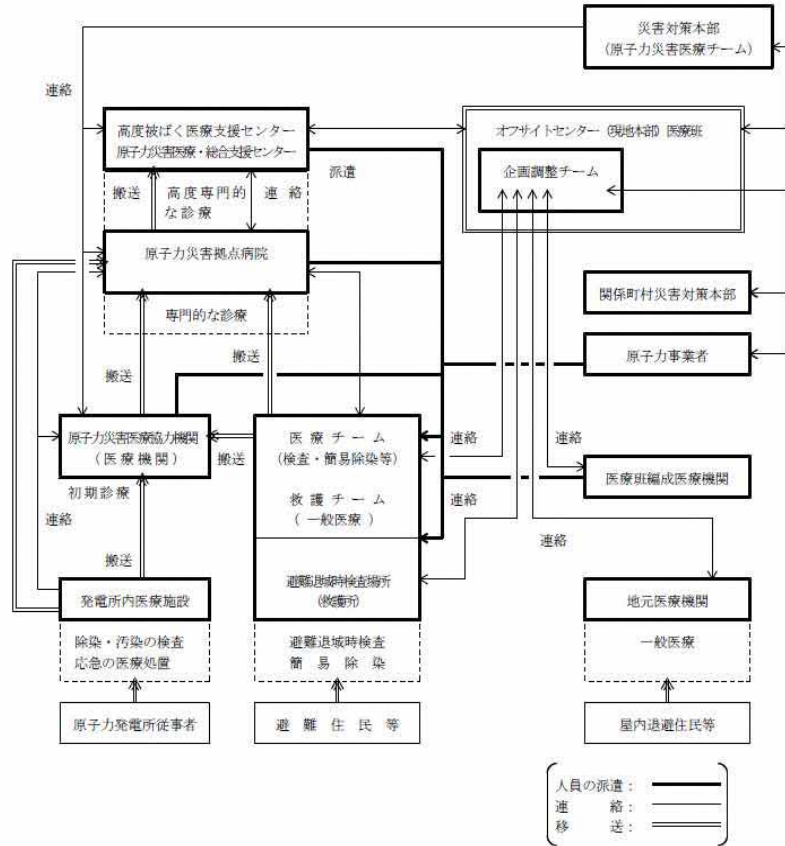
現行	修正案	
<p><u>5 (新設)</u></p> <p>5 学校等施設における避難措置 学校等施設は、生徒等の在校時に原子力災害が発生し、避難のための立退きの<u>勧告又は</u>指示等があった場合は、あらかじめ定めた避難計画等に基づき、教職員の指示・引率のもと、迅速かつ安全に生徒等を避難させるものとし、これを行った場合は、道及び避難対象区域を含む町村に対し速やかにその旨連絡するものとする。</p> <p>6 仮設住宅等の活用 7 警戒区域の設定 8 警戒区域の設定等の実効をあげるための措置 道は、関係町村が設定した警戒区域又は避難を<u>勧告又は</u>指示した地域について、外部から車両等が進入しないよう指導するなど、警戒区域の設定や避難指示等の実効をあげるために、次の措置等を行うものとする。</p> <p>9 防護対策区域及び警戒区域内の警備 10 防災業務関係者の防護対策 11 応急対策活動に従事する民間事業者の防護対策 12 飲食物の摂取制限等の措置 (1) 道は、緊急時モニタリングの結果に応じたO I Lに基づき、国から地域生産物の<u>出荷制限</u>→摂取制限を実施するよう指示があった場合には、その指示に基づき、当該対象区域において、地域生産物の摂取制限及び出荷制限を実施するものとする。 (2) (略) (3) 道は、国の指導・助言及び指示に基づき、又は独自の判断により、代替飲食物の供給等に配慮しつつ、飲食物の出荷制限、摂取制限等及びこれらの解除を実施するものとする。</p> <p>第6節 (略)</p>	<p><u>5 観光客等の安全確保</u></p> <p>(1) <u>道及び関係町村は、防災行政無線、広報車、緊急速報メールサービス等を活用し、観光客等に災害情報や必要な防護措置を伝達するとともに、宿泊事業者等に対して施設を利用する観光客等への情報伝達や、利用人数や移動手段の有無などの状況把握、避難誘導などの対応を要請するものとする。</u></p> <p>(2) <u>道及び関係町村は、観光客等に対し、施設敷地緊急事態において自家用車など移動手段がある場合には、予防的にUPZ外に退避するよう要請するとともに、移動手段がない場合には、滞在する地域の住民に準じた防護措置をとるよう要請するものとする。</u></p> <p>(3) <u>道及び関係町村は、外国人の観光客等に配慮し、多言語での情報伝達を行うほか、宿泊事業者等に対しても、必要に応じて観光客初動対応マニュアルに掲載する多言語での文例を活用した情報伝達を行うよう要請するものとする。</u></p> <p>(4) <u>道は、外国人の観光客等からの問い合わせや帰宅・帰国支援等に対応するため、多言語による相談対応や情報提供等を行う窓口を設置するほか、国際協力団体等の関係団体と連携し、外国人の安全確保や様々なニーズへの対応を速やかに行うものとする。</u></p> <p><u>6</u> 学校等施設における避難措置 学校等施設は、生徒等の在校時に原子力災害が発生し、避難のための立退きの指示等があった場合は、あらかじめ定めた避難計画等に基づき、教職員の指示・引率のもと、迅速かつ安全に生徒等を避難させるものとし、これを行った場合は、道及び避難対象区域を含む町村に対し速やかにその旨連絡するものとする。</p> <p><u>7</u> 仮設住宅等の活用 <u>8</u> 警戒区域の設定 <u>9</u> 警戒区域の設定等の実効をあげるための措置 道は、関係町村が設定した警戒区域又は避難を指示した地域について、外部から車両等が進入しないよう指導するなど、警戒区域の設定や避難指示等の実効をあげるために、次の措置等を行うものとする。</p> <p><u>10</u> 防護対策区域及び警戒区域内の警備 <u>11</u> 防災業務関係者の防護対策 <u>12</u> 応急対策活動に従事する民間事業者の防護対策 <u>13</u> 飲食物の摂取制限等の措置 (1) 道は、緊急時モニタリングの結果に応じたO I Lに基づき、国から地域生産物の<u>摂取制限</u>を実施するよう指示があった場合には、その指示に基づき、当該対象区域において、地域生産物の摂取制限及び出荷制限を実施するものとする。 (2) (略) (3) 道は、国の指導・助言及び指示に基づき、又は独自の判断により、代替飲食物の供給等に配慮しつつ、飲食物の<u>摂取制限、出荷制限</u>等及びこれらの解除を実施するものとする。</p> <p>第6節 (略)</p>	<p>訓練等各種活動実績に基づいた項目の新設</p> <p>原災法の改正に伴う修正</p> <p>原災法の改正に伴う修正</p> <p>防災基本計画の修正に伴う修正</p> <p>文言の修正</p>

現行	修正案	
<p>第7節 原子力災害医療活動</p> <p>1 原子力災害医療活動の基本的体制</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 原子力災害医療協力機関における対応 原子力災害医療協力機関は、次の機能のうち、1項目以上を実施し、原子力災害医療対策の実施に協力する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被ばく傷病者等の初期診療及び救急医療を行うこと。 ・被災者の放射性物質による汚染の測定を行うこと。 ・「原子力災害医療派遣チーム」を保有し、その派遣を行うこと。 ・救護所への医療チーム（又は医療関係者）の派遣を行うこと。 ・避難退域時検査実施のための放射性物質の検査チームの派遣を行うこと。 ・安定ヨウ素剤配付の支援を行うこと。 ・その他、原子力災害時に必要な支援を行うこと。 <p>(3)～(6) (略)</p> <p>2～3 (略)</p>	<p>第7節 原子力災害医療活動</p> <p>1 原子力災害医療活動の基本的体制</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 原子力災害医療協力機関における対応 原子力災害医療協力機関は、次の機能のうち、1項目以上を実施し、原子力災害医療対策の実施に協力する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被ばく傷病者等の初期診療及び救急医療を行うこと。 ・被災者の放射性物質による汚染の測定を行うこと。 ・「原子力災害医療派遣チーム」を保有し、その派遣を行うこと。 ・救護所への医療チーム（又は医療関係者）の派遣を行うこと。 ・避難退域時検査実施のための放射性物質の検査チームの派遣を行うこと。 ・安定ヨウ素剤配付の支援を行うこと。 ・その他、原子力災害時に必要な支援を行うこと。 <p>(3)～(6) (略)</p> <p>2～3 (略)</p>	<p style="color: red;">誤記の修正</p>

現行

(4) (略)

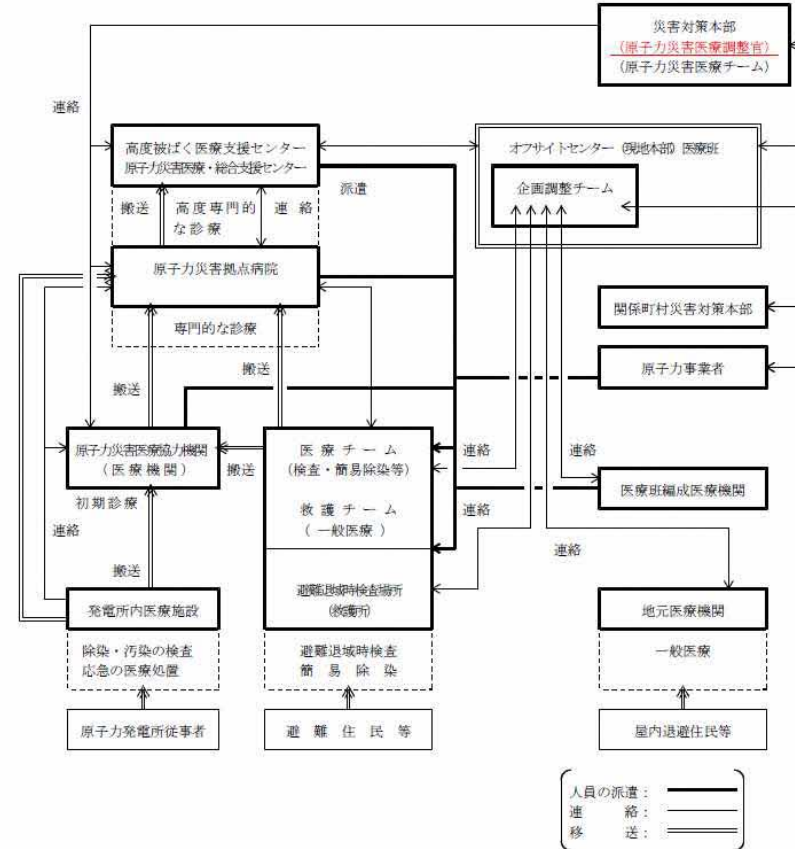
図 3-7-2 原子力災害医療活動連絡系統図



修正案

(4) (略)

図 3-7-2 原子力災害医療活動連絡系統図



原子力災害医療活動実施要領の改正に伴う修正（北海道保健福祉部）

現行	修正案	
<p>第8節（略）</p> <p>第9節 行政機関の業務継続計画に係る措置</p> <p>(1) 道は、道関係機関が避難のための立退きの勧告又は指示を受けた地域に含まれる場合、あらかじめ定めた退避先へ退避するとともに、その旨を住民等へ周知する。なお、退避の際は、住民や生徒等の避難を優先したうえで退避を実施するものとする。</p> <p>また、あらかじめ定めた業務継続計画に基づき、災害応急対策をはじめとして、退避後も継続する必要がある業務については、退避先において継続して実施するものとする。</p> <p>(2) 道は、関係町村の区域内の一部が避難のための立退きの勧告又は指示を受けた地域に含まれ、かつ関係町村の庁舎等が当該地域に含まれる場合、当該勧告又は指示を受けていない地域内の適切な施設において必要な業務を継続するための支援を行うものとする。</p> <p>第10節（略）</p> <p style="text-align: center;">第4章 原子力災害中長期対策（略）</p> <p>第1節～第4節（略）</p> <p>第5節 各種制限措置等の解除</p> <p>道は、緊急時モニタリング等による地域の調査、国が派遣する専門家等の判断、国の指導・助言及び指示に基づき、緊急事態応急対策として実施された、立入制限、飲食物の出荷制限、摂取制限等各種制限措置の解除を関係機関に指示するとともに、解除の実施状況を確認するものとする。</p> <p>北海道警察は、必要に応じて、実施した交通規制の解除を行うものとする。</p> <p>第6節～第13節（略）</p> <p>別添資料（略）</p>	<p>第8節（略）</p> <p>第9節 行政機関の業務継続計画に係る措置</p> <p>(1) 道は、道関係機関が避難のための立退きの指示を受けた地域に含まれる場合、あらかじめ定めた退避先へ退避するとともに、その旨を住民等へ周知する。なお、退避の際は、住民や生徒等の避難を優先したうえで退避を実施するものとする。</p> <p>また、あらかじめ定めた業務継続計画に基づき、災害応急対策をはじめとして、退避後も継続する必要がある業務については、退避先において継続して実施するものとする。</p> <p>(2) 道は、関係町村の区域内の一部が避難のための立退きの指示を受けた地域に含まれ、かつ関係町村の庁舎等が当該地域に含まれる場合、当該指示を受けていない地域内の適切な施設において必要な業務を継続するための支援を行うものとする。</p> <p>第10節（略）</p> <p style="text-align: center;">第4章 原子力災害中長期対策（略）</p> <p>第1節～第4節（略）</p> <p>第5節 各種制限措置等の解除</p> <p>道は、緊急時モニタリング等による地域の調査、国が派遣する専門家等の判断、国の指導・助言及び指示に基づき、緊急事態応急対策として実施された、立入制限、飲食物の摂取制限、<u>出荷制限</u>等各種制限措置の解除を関係機関に指示するとともに、解除の実施状況を確認するものとする。</p> <p>北海道警察は、必要に応じて、実施した交通規制の解除を行うものとする。</p> <p>第6節～第13節（略）</p> <p>別添資料（略）</p>	<p>原災法の改正に伴う修正</p> <p>原災法の改正に伴う修正</p> <p>文言の修正</p>